



行橋市告示第91号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、別紙のとおり分任出納員に事務の一部を本日付で委任したので告示する。

令和8年9月1日

行橋市長 工 藤 政 宏



別 紙

(総合窓口課)

委任する出納員	委任される職員 (分任出納員)	委 任 す る 事 務
総合窓口課長	矢 野 佳 奈	戸籍等各種証明手数料の徴収